

西宮市行政経営改革本部設置要綱

(設置)

第1条 行政経営改革を総合的かつ着実に推進するため、西宮市行政経営改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行政経営改革の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) その他行政経営改革の推進に係る基本的事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 本部長は、専門的な立場から助言を行い、本部長を補佐するため本部長補佐を置くことができる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に本部員以外の者を出席させることができる。

(推進会議)

第5条 職員が行政経営改革の必要性を共有し、各局における取組みを進めるため、推進会議を置く。

- 2 推進会議は、別表2に掲げるリーダー、サブリーダー及び推進員をもって構成する。

(専門部会)

第6条 本部は、行政経営改革の円滑な推進を図るため、複数の部局間での協議調整や専門的な調査検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、政策局財政構造改善推進部に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月10日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年7月24日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年7月7日から実施する。

付 則
この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

付 則
この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、令和4年1月12日から実施する。

付 則
この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、令和5年4月18日から実施する。

付 則
この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

本部員	教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、政策局長、総務局長、危機管理監、財務局長、市民局長、産業文化局長、健康福祉局長、こども支援局長、環境局長、都市局長、土木局長、消防局長、上下水道局次長、市立中央病院事務局長、議会事務局長、教育委員会教育次長
-----	---

別表第2（第5条関係）

リーダー	財政構造改善推進部長
サブリーダー	政策総括室長、総務総括室長
推進員	財務総括室長、市民総括室長、産業文化総括室長、福祉総括室長、子供支援総括室長、環境総括室長、都市総括室長、土木総括室長、中央病院管理部長、会計室長、消防局総務部長、議会事務局次長、上下水道総括室長、教育総括室長